

29年度における議会改革の検証

大牟田市議会基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議事機関として、市民と共に考え行動する地方分権の時代にふさわしい議会のあるべき姿を念頭に置き、議会及び議員の活動原則等をはじめとする議会の基本となる事項を定めることにより、監視機能や政策形成機能を高め、市民の多様な声を市政に反映させるなど、議会機能の充実、強化を図り、もって市民の福祉の向上を図ることを基本とした豊かなまちづくりを目指すことを目的とする。

第1章の検証

・議会機能の充実、強化に向けて、様々な取り組みを行い、29年度も一定の前進ができたものとする。

一例としては、動物園の利便性の向上を図るための施設整備や、ほっと安心奨学金制度の推進に向けた取り組みについて、決算特別委員会の場で取り上げ、合意形成を図り、議会の総意として市長に要望し、一定の前向きな回答を得たところである。こうした取り組みは、本条例に定める項目に則ったものであり、本条例の目的とする豊かなまちづくりを目指すための実践例としたい。

・27年度に設置した「まちづくり・活性化特別委員会」においては、委員間討議を中心に運営し、意見の集約を図り、本市議会の目指す「豊かさを実感できるまち」の実現のために、現状に対して何をすべきかを客観的な視点で捉えながら議論し、29年度も全委員の総意として取りまとめた意見・要望を市長に提出したところである。

・27年度に市民アンケートを実施した結果、市議会の活動について「わからない」「知らない」などの回答が多く、市民周知に一層取り組む必要があることがわかった。

この結果を受け、議会機能を維持・向上しながらの息の長い取り組みが必要であり、まずは、議会の広報広聴機能を高め、議会への関心度合いの向上と、議会の活動状況等の「見える化」の推進に取り組むことが重要として、29年度に「広報広聴委員会」を設置した。

- ・ 議会改革特別委員会については、29年度は議会改革特別委員会の設置から7年が経過する中で、所期の目的はおおむね達成され一定の成果も収めることもできたことから、5月に同特別委員会の発展的解消を行い、議会改革・活性化機能については議会運営委員会に移行して取り組みを進めることとした。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 行政の事務について、監視、評価を行うとともに、市民の意見の反映に努めること。
- (3) 本会議、委員会及び大牟田市議会会議規則（昭和38年議会規則第1号）で定める協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）においては、市民に分りやすい運営に努めること。

(議会活動サイクル)

第3条 議会は、行政の事務のうち施策及び事務事業について、計画・実施・評価・改善という一連の過程の循環である行政マネジメントサイクルに応じて、市民の意見を踏まえ、時宜をとらえた適切な監視、成果の評価を行うとともに、その評価の結果について、決算における改善の検討につなげ、さらに次の予算にいかしていく、議会活動サイクルの確立に努めるものとする。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であることを常に意識し、市政の発展のための論議を行うこと。
- (2) 市民の意見の聴取を積極的に行うとともに、政策、施策、計画及び事務事業並びに議案等（以下「政策等」という。）の課題を整理し、論点の明確化を図り、議会としての合意形成に努めること。
- (3) 常に自己研さんに努め、市民の福祉の向上を目指し活動すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、政策等について、会派内での論議、会派間での意見の調整を行い、議会としての合意形成に努めるものとする。

(政務活動費)

第6条 会派又は議員は、市政に関する調査研究その他の活動に資するため、大牟田市議政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第35号）により交付される政務活動費を効率的、効果的に活用しなければならない。

- 2 会派又は議員は、政務活動費を充てることができる経費の範囲を超えることなく、使途の公正性及び妥当性を確保しなければならない。
- 3 議会は、別に定める政務活動費の運用指針について、透明性を高め、市民理解の促進を図る観点から、見直しを適宜行うとともに、年度ごとに会派又は議員の収支報告書（大牟田市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項に規定する収支報告書をいう。）を公表するものとする。

第2章の検証

- ・委員会等の開催日時や視察報告書をホームページにて公表するなど、市民に開かれた議会、市民にわかりやすい議会に向けての取り組みを継続中である。
- ・議会活動サイクル確立の観点から、決算特別委員会の開催時期を9月に見直しており、今年度も同特別委員会で出された意見・要望については、8月に開催した議会報告会で市民から出された意見・要望を踏まえながら合意形成を図り、全議員一致の意見集約ができた。

なお、動物園の利便性の向上を図るための施設整備や、ほっと安心奨学金制度の推進に向けた取り組みに係る意見・要望については、決算特別委員会の場で取り上げて議会の総意として合意形成を図り、市長に提出し、一定の前向きな回答を得たところである。（第1章の一例の再掲）
- ・「政務活動費」については、「政務活動費の運用指針」を制定・公表し、この運用指針に基づいた支出となるよう、今年も各会派の経理責任者と事務局の協議の場を設けるなど使途の公正性及び妥当性の確保に努めている。また、使途の透明性の向上を図るため、29年度（28年度分）は、収支報告書に加え収支内容のわかる補助録をホームページで公表するとともに、30年度（29年度分）からは領収書の公表も行うこととしている。
- ・議会改革に関する先進自治体の取り組みについては、様々な先進事例の情報収集等に努め、29年度も先進自治体を調査・視察し、今後の議会改革の参考としたところである。

第3章 会議運営の原則

（本会議）

第7条 本会議は、地方公共団体の最終的な意思を決定する場であり、議決の結果については議会として説明責任を持つものとする。

- 2 議員の質疑及び質問は、市民に分かりやすくする観点から、一問一答方式、再質問からの一問一答方式のいずれかを選択して行うものとする。
- 3 市長その他の執行機関及び補助機関である職員（以下「市長等」という。）は、議員の質疑及び質問について、論点を明確にするため、又は趣旨を確認するため、議長の許可を得て、議員に質問することができる。

（委員会）

第8条 委員会は、専門的に調査及び審査（以下「審査等」という。）を行う機関として、自主的かつ積極的な運営に努めるとともに、審査等に当たっては、委員相互間の論議を行い、委員会としての合意形成に努めるとともに、必要に応じて、市長等に対して要望及び提案を行うものとする。

- 2 委員会は、複数の委員会の所管事項にかかわる政策等について、必要に応じて、連合審査会を開催するものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第5項に規定する公聴会制度及び同条第6項に規定する参考人制度を活用するとともに、所管事項に係る団体等からの意見の聴取を行うものとする。
- 4 委員会は、議会の議決により、地方自治法第100条の2に規定する専門的知見を活用するものとする。
- 5 市長等は、委員の質疑及び質問について、論点を明確にするため、又は趣旨を確認するため、委員長の許可を得て、委員に質問することができる。

（政策等調整委員会）

第9条 議会は、複数の委員会の所管事項にかかわる政策等又は特に重要と判断する政策等について、意見を調整するため、必要に応じて、政策等調整委員会を設置することができる。

- 2 政策等調整委員会は、委員相互間の論議を行い、政策等の課題を集約し、論点を明確にするるとともに、議会としての意見の調整に努めるものとする。
- 3 政策等調整委員会における意見の調整の結果は、必要に応じて、所管する委員会において審査等を行い、又は議長により市長等に対して要望及び提案を行うものとする。
- 4 政策等調整委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（全員協議会）

第10条 議会は、行政全般に関わる政策等について協議するため、必要に応じて、全員協議会を設置することができる。

- 2 全員協議会において出された課題については、会派内での論議、会派間での意見の調整を行うとともに、必要に応じて、委員会又は政策等調整委員会において、審査等又は意見の調整を行うものとする。
- 3 全員協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（会議の公開）

第11条 議会は、会議等を原則として公開する。

第3章の検証

- ・ 26年度中に放送設備等の更新を行い、質問中の議員名が議場に表示できるようにした。また、映像配信では、議員名と合わせ答弁者の役職と氏名も示しているほか、質問者席を独立化させて、市民へのわかりやすさの向上に努めている。
- ・ 本会議では、発言通告の内容を市民にわかりやすく通告書に記載するよう心掛けた。また、市民へのわかりやすさや質問の内容に応じて、一問一答か再質問からの一問一答かを選択しており、こうした方法が定着している。
- ・ 委員会では、市当局の理解・協力もあり、委員会開催の2日前までには資料配付がされており、事前の熟読が可能となった。
- ・ 委員会が長時間に及ぶこともあり、十分な審査時間を確保する意味でも、開催回数の増や議題の分散などを行った。
- ・ 29年度も、新たな総合計画に係るアクションプログラムについて、まちづくり・活性化特別委員会において、委員間討議を中心に論議しながら、新年度の事業等に反映すべき事項として意見を集約し、合意形成も図ることができた。
- ・ そのほか29年度は、史跡を守りながら生かしていくための具体的なプランとなる「三池炭鉱跡の保存・公開・活用に関する計画」が策定されたことを受けて、総務委員会からの提案もあり、本市の行財政運営やまちづくりに影響が及ぶことも想定されることから、全員協議会を開催し、計画策定の経過、市民意見の反映、他事業との予算や優先順位などの観点で議論を交わした。

第4章 市民との関係

(市民の意見の聴取)

第12条 議会は、市民の意見を聴取し、議会活動を報告するため、地域に出向き、定期的に議会報告会を実施するものとする。

2 議会報告会で聴取した市民の意見は、所管する委員会において審査等を行うものとし、審査等の結果、具体的な対応が必要と認められる意見については、委員会として市長等に要望及び提案を行うとともに、審査等の結果は、市民に公表及び報告を行うものとする。

3 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

(請願者及び陳情者の意見の聴取)

第13条 議会は、市民から出された請願及び陳情を市民による政策の提案と位置付け、必

要に応じて、請願者及び陳情者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

2 前項に規定する意見を聴取する機会に関し必要な事項は、別に定める。

(広報広聴活動)

第14条 議会は、開かれた議会づくりを推進するため、積極的な広報広聴活動に努めるものとする。

第4章の検証

- ・29年度も、校区まちづくり協議会などの地域会議の場へ事前協議に出向き、議会報告会の趣旨説明などに取り組んだ。
- ・議会報告会で出された市民意見については、必要に応じて決算特別委員会の場などで市当局に対して意見・要望を行った。また、市民意見の分類を行い、必要に応じて市当局につなぎ、善処方を求めた。特に、29年度は防犯灯・街路灯に係る市民負担の軽減を求める意見・要望について、議会の総意として合意形成を図り、市長に提出し回答を求めた。
- ・委員会での陳情者の意見陳述を実施し、市民意見の聴取に取り組んだ。
- ・議会だよりについてはオールカラー化を図っており、広報広聴委員会を中心に、市民が読みやすい紙面となるよう努めた。また、コミュニティFMラジオ局のFMたんと番組にも出演し広報活動を行った。
- ・議会報告会の運営自体は円滑に行えており、参加者は年度によって増減はあるものの、増加傾向となっている。しかしながら参加者が多いとは言えず、また、29年度の参加者の年齢層も偏っており、こうした点の対策が課題といえる。
- ・議会報告会の参加者増加への対応として、27年度からは、小・中学生を通じて保護者への議会報告会のチラシの配布を行い、28年度からは、コミュニティFMラジオ局のFMたんとによる周知（29年度は番組出演を1回増の2回実施）、また29年度からは、市民課と保険年金課（計4カ所）に設置されている広告モニターにて開催案内を行ったが、過去最高となった28年度の参加人数に比べて若干減少する結果となった。
- ・29年度は、市議会の広報広聴活動の一環として、本市におけるインターンシッププログラムにより、8月に大学生2名を受け入れた。市議会の概要や視察対応の模様、議員へのインタビューとフリートークなど、半日の研修を実施した。

第5章 市長等との関係

(資料の請求)

第15条 議会は、政策等について十分に論議するため、市長等に対して、総合計画との関係、目的、財源、成果指標と目標値、効果などについて、資料を請求するものとする。

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、重点的な施策及び事務事業について、前項の規定による請求に準じて、資料を請求するものとする。

3 前2項に規定する資料の様式は、別に定める。

(議決事件の追加)

第16条 議会は、地方公共団体に関する事件について、議会として市政への責任を果たす観点から、その重要性を十分に検討した上で、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべきものに追加するものとする。

2 前項に規定する議会の議決すべきものは、別に条例で定める。

第5章の検証

- ・新たな総合計画に掲げる施策を実現するために実施する事務事業の事業計画や財政計画についてまとめたアクションプログラムについて、毎年の予算編成に合わせてローリング（見直し）が行われており、29年度についても改訂案が提出されるなど十分に論議可能な資料の提出がされた。
- ・また、総務委員会において、行政評価の改善に関する申し入れが行われ、対外的・客観的な検証結果としてもその精度・熟度は重要であるとの観点から、評価の明瞭化、検証分析に係るデータの充実、次年度に係る方向性の明示など、当局の見直しと合わせて資料（施策・事業に係る評価・検証シート）への反映を要望した。

第6章 議会の体制整備

(議会研修会)

第17条 議会は、議員の監視能力及び政策形成能力の向上を図るため、必要に応じて、議会としての研修会を実施するものとする。

(議会事務局)

第18条 議会は、議会運営及び政策形成機能の支援を向上させるため、調査及び法制機能などの議会事務局の体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室)

第19条 議会は、議員の監視能力及び政策形成能力の向上に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第6章の検証

- ・29年度の議会研修会は、公共施設を管理するにあたっての現状と課題等について、九州大学名誉教授の大塚久哲氏を招いて、「公共建造物の維持管理の現状と課題」と題する研修会を開催し、議員の理解を深める契機とするとともに資質向上に取り組んだ。
- ・議会事務局については、職員の研修会への参加など、その資質向上に取り組んだ。
- ・議会図書室については、29年度において蔵書整理を行っているものの、その充実のために、設置場所の検討などが課題である。一方で、議員多目的室に新聞、新著や行政視察に係る報告資料を置くなど、図書利用の向上に努めている。

第7章 政治倫理、議員定数及び議員報酬

(政治倫理)

第20条 議員は、大牟田市政治倫理条例（平成14年条例第21号）を遵守し、常に市民全体の奉仕者としての自覚を持ち、職務を行わなければならない。

(議員定数)

第21条 議員定数は、この条例に定める議会の活動原則を実践し、多様で充実した審議ができる議員数とする。

2 前項の議員定数は、人口及び類似市の状況並びに市政の状況及び将来展望を考慮して、検討を行うものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、大牟田市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第37号）第1条に規定する第三者機関である大牟田市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、答申された本来あるべき議員報酬の額を基本とする。

2 議員報酬の額から減額する特例措置は、必要があると認められる場合、議会自らの判断により決定するものとする。

第7章の検証

- ・改選の時期に当たった27年度には、全議員を対象に大牟田市政治倫理条例の周知を図るとともに、1期目の議員には政治倫理や公職選挙法に関する研修会を開催するなどして、公職にある議員としての倫理の確立に努めた。
- ・議員定数については、27年度の統一地方選挙から1名を減じ、25名とした。
- ・議員報酬については、市職員同様に、規定どおりの支給を実施した。
- ・平成28年度には、大牟田市特別職報酬等審議会への諮問及び答申が行われ、この答申内容を踏まえて平成29年度から議員報酬を削減することとした。
- ・平成29年度は、同じ会派の議員同士で口論からもみ合いとなるなどの不祥事が発生した。当事者へ反省文の提出を求め、正副議長から厳重注意を行うとともに、議会報告会の冒頭において正副議長が陳謝・事情を説明した。今後、各議員が議会人としての公職の立場を再認識し、行動規範の確立に向けてさらに努力を重ねながら、市議会としても信頼関係を損なうことがないよう、一層努力する旨を確認した。

第8章 最高規範性との関係及び見直し手続等

(最高規範性との関係及び見直し手続等)

第23条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨及び規定に反しないよう整合を図らなければならない。

2 議会は、この条例の施行後、目的の達成について検証を行うとともに、市民の意見及び社会情勢の変化等に応じて、不断の検討を行い見直すものとする。

3 議会は、この条例の理念を議員が共有するために、研修の実施に努めるものとする。

第8章の検証

・議会改革については、一步一步取り組んでおり、一定の成果が上がっているものと考えており、現時点で議会基本条例の改正は必要ないものとする。

・議会改革特別委員会においては、平成27年度に実施した市議会に関するアンケートなどの結果を踏まえ、今後のあり方について検討を行ってきた。

また、同特別委員会では、これまで議会基本条例の制定、議会報告会の実施、議会研修会の開催、議員定数の検討や政策提案に向けた合意形成などさまざまな取り組みを行い、これまでの取り組みから所期の目的は一定程度達成され、成果も収めることができているものと考えられることから、特別委員会としての常設・常態化の回避、これまでの成果による所期の目的の達成度及び議会が今後目指すべき姿へ向けた体制整備などの観点から、同特別委員会の今後の方向性については、引き続き議会改革、活性化及び広報・広聴機能をより一層高めることを目的として、同特別委員会の発展的解消を行い、委員会構成を再編して取り組むこととした。

・29年度において、広報広聴機能を「広報広聴委員会（新設）」に、議会改革・活性化機能を「議会運営委員会」に移行するとともに、今後も鋭意取り組むこととした。